

平成30年度答申第40号
平成30年10月3日

諮問番号 平成30年度諮問第26号、第27号（平成30年7月27日諮問）
審査庁 特許庁長官
事件名 特許料等追納手続却下処分に関する件2件

答 申 書

審査請求人Xからの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件各審査請求は棄却すべきである旨の各諮問に係る判断はいずれも妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 事案の経緯

- (1) 審査請求人X（以下「審査請求人」という。）は、平成15年4月11日、特許第a号（以下「本件特許権①」という。）の権利者に、平成23年8月12日、特許第b号（以下「本件特許権②」という。）の権利者にそれぞれなった（以下、これらの特許権を併せて「本件各特許権」という。）。
- (2) 本件特許権①について、特許法（昭和34年法律第121号）108条2項が規定する第12年分の特許料の納付期間（以下、特許料の納付期間を指して単に「納付期間」という。）の末日である平成26年4月11日までに特許料の納付がされず、同法112条1項が規定する特許料を追納することができる期間（以下「追納期間」という。）の末日である同年10月14日までに特許料及び割増特許料が追納されず、本件特許権②について、第4年分の納付期間の末日である平成26年8月12日までに特許

料の納付がされず、追納期間の末日である平成27年2月12日までに特許料及び割増特許料が追納されなかったため、本件各特許権は消滅したものとみなされた（以下、これらの期間徒過を併せて「本件各期間徒過」という。）。

- (3) 審査請求人は、本件各特許権につき、追納期間に特許料及び割増特許料を追納しなかったことについて正当な理由があるとして、特許法112条の2及び特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）69条の2に基づき、平成27年10月13日付けで特許料納付書及び回復理由書を特許庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）に提出した（以下「本件納付手続」という。）。
- (4) 処分庁は、平成28年6月28日発送の却下理由通知書により、審査請求人に対し、本件納付手続は、特許法112条の2第1項に規定する救済手続期間の経過後の手続であり、仮に本件納付手続が救済手続期間内にされたものであったとしても、追納期間に特許料及び割増特許料を追納しなかったことについて正当な理由があるとはいえず、特許法112条の2の要件を満たしていないことから、同法18条の2第1項本文の規定に基づき却下すべき旨を通知するとともに、弁明の機会を付与した。
- (5) 審査請求人は、平成28年8月29日付けで、処分庁に対し、弁明書を提出した。
- (6) 処分庁は、平成28年11月22日発送の文書で、審査請求人に対し、特許料の追納による特許権の回復に係る手続について、却下理由通知書に記載した理由によりそれぞれ却下処分（以下、これらの却下処分を併せて「本件各却下処分」という。）をした。
- (7) 審査請求人は、平成29年2月21日付けで、審査庁に対し、本件各却下処分の取消しを求めて、本件各審査請求をした。
- (8) 審査庁は、平成30年7月27日、当審査会に対し、本件各審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

以上の事案の経緯は、平成30年度諮問第26号事件（本件特許権①に係るもの）及び平成30年度諮問第27号事件（本件特許権②に係るもの）（以下、これらの事件を併せて「各事件」という。）に関する、それぞれの諮問書、審査請求書、審理員意見書、特許料納付書、回復理由書、却下理由通知書、弁明書（審査請求人作成）及び手続却下の処分から認められる。

2 関係する法令の定め

(1) 特許料の納付

特許法107条1項は、特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、所定の金額を納付しなければならない旨規定し、同法108条2項本文は、第4年以降の各年分の特許料は、前年以前に納付しなければならない旨規定する。

(2) 特許料の追納

特許法112条1項は、同法108条2項に規定する期間内に特許料を納付することができないときは、その期間が経過した後であっても、その期間の経過後6月以内（追納期間）にその特許料を追納することができる旨規定し、同法112条2項は、同条1項の規定により特許料を追納する特許権者は、同法107条1項の規定により納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料を納付しなければならない旨規定する。

また、特許法112条4項は、追納期間内に特許料及び割増特許料を納付しないときは、その特許権は、同法108条2項に規定する期間の経過の時に遡って消滅したものとみなす旨規定する。

(3) 特許料の追納による特許権の回復

特許法112条の2第1項は、同法112条4項の規定により消滅したものとみなされた特許権の原特許権者は、追納期間内に特許料及び割増特許料を納付できなかったことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、その特許料及び割増特許料を追納できる旨規定する。

特許法施行規則69条の2第1項は、経済産業省令で定める期間は、正当な理由がなくなった日から2月とする旨、ただし、当該期間の末日が特許料を追納することができる期間の経過後1年を超えるときは、その期間の経過後1年とする旨規定する。

(4) 不適法な手続の却下

特許法18条の2第1項本文は、特許庁長官は、不適法な手続であって、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする旨規定し、同条2項は、同条1項の規定により却下しようとするときは、手続をした者に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明を記載した書面を提出する機会を与えなければならない旨規定する。

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 特許料の納付については、審査請求人の特許権の管理を行っていたP特

許商標事務所（以下「本件特許事務所」という。）から審査請求人に特許料納付の要否の連絡があり、その連絡に基づき、その要否について判断して指示していたが、本件各特許権の本件各期間徒過については、特許料について本件特許事務所からの連絡がなかった。なお、本件各期間徒過後、本件特許事務所にその管理手法などを照会したが、誠意のある回答がなく、審査請求人との契約が解除されたため、本件各期間徒過についての本件特許事務所の事情を把握できない。

知的財産権に関する案件に対応していた審査請求人の代表者は、平成24年に身体障害者1級として身体障害者手帳の交付を受け、平成26年10月から平成27年10月にかけて、透析の副作用による意識障害により永続的に意思能力、判断能力を欠いていた。

このように、本件各特許権については、本件特許事務所から特許料納付の要否の連絡が突如行われなくなった上に、審査請求人の知財管理を一人で行っていた代表者が、透析治療による意識障害により適切な判断ができない状態にあったことから、本件各期間徒過に気付くことは不可能であったこと、審査請求人の人間的事情を考慮すると代替者を手配することも不可能であったことを踏まえれば、本件各期間徒過には、特許法112条の2第1項所定の「正当な理由」がある。

- (2) 処分庁は、平成27年7月から8月にかけて、審査請求人の代表者が本件特許事務所等と本件各特許権の概況について打合せを行っていることから、審査請求人は遅くとも同年7月31日までは本件各特許権の消滅又はその可能性を認識していたと認められ、「正当な理由がなくなった日」は、遅くとも同日であり、それから2月を超えてされた本件納付手続は不適法であると主張するが、審査請求人の代表者の病状や状態に鑑みれば、「正当な理由がなくなった日」は、審査請求人が本件納付手続を本件特許事務所とは別の代理人（以下「審査請求人代理人」という。）に委任した同年9月4日と考えるべきであり、それから2月以内にされた本件納付手続は適法である。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は審理員の意見と同旨であるところ、審理員の意見の概要は以下のとおりである。

審査請求人の主張及び証拠書類によれば、本件各特許権に係る納付期間及び追納期間の当時、本件特許事務所が審査請求人から委任を受け、本件各特許権

の納付期間の管理を行っていたと認められるところ、一件記録を精査しても、本件特許事務所が本件各期間徒過を回避するために相当な注意を尽くしていたことを認めるに足りる証拠はない。

審査請求人は、審査請求人の知財管理を行っていた代表者が、本件各特許権に係る納付期間及び追納期間の当時、透析治療による意識障害により適切な判断ができない状態にあり、審査請求人の人情的事情を考慮すると、代替者を手配することも不可能であった以上、「正当な理由」がある旨主張するが、特許権者が自らの判断に基づき、第三者に委任して特許料を納付することとした以上、委任を受けた第三者に「正当な理由」があるといえない状況の下で、特許料の追納期間を徒過した場合には、当該特許権者について「正当な理由」があるとはいえないのであって、審査請求人の主張は理由がない。

以上によれば、本件各期間徒過について「正当な理由」があるということはいえず、その余の点を判断するまでもなく、本件各却下処分は適法かつ妥当なものであり、本件各審査請求には理由がないから、棄却するのが相当である。

第3 当審査会の判断

当審査会は、平成30年7月27日、審査庁から諮問を受けた。その後、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）21条1項の規定に基づき、各事件に係る調査審議の手続を併合することを決定し、平成30年8月2日付けで、審査請求人及び審査庁に対し、その旨を通知した。

当審査会は、平成30年8月2日、同年9月6日、同月21日及び同月27日の計4回の調査審議を行った。

なお、審査請求人に対し、主張書面又は資料の提出期限を平成30年8月20日とする旨通知したが、期限までにいずれも提出はなかった。

1 審理員の審理手続について

(1) 審理員の指名

ア 審査庁は、平成29年9月19日付けで、本件各審査請求の審理手続を担当する審理員として、特許庁総務部総務課長であるQを指名し、同日付けで、その旨を審査請求人に通知した。

イ 審査庁は、平成30年1月25日付けで、本件各審査請求の審理員に指名していたQの指名を取り消し、新たに、特許庁総務部総務課法務調整官であるRを審理員として指名し、同日付けで、その旨を審査請求人に通知した。

(2) 審理手続

- ア 審理員は、平成29年9月29日、本件各審査請求に係る手続を併合することとし、同日付けで、その旨を審査請求人及び処分庁に通知した。
- イ 審理員は、平成29年10月11日付けで、処分庁に対し、同年11月10日までに弁明書を提出するよう求めた。
- ウ 処分庁は、平成29年11月10日付けで、審理員に対し、弁明書を提出した。審理員は、同月21日付けで、審査請求人に対し、弁明書の副本を送付するとともに、反論書を提出する場合には同年12月22日までに提出するよう求めた。
- エ 審査請求人は、平成29年12月22日付けで、審理員に対し、反論書を提出した。
- オ 審理員は、平成30年1月16日付けで、審査請求人に対し、前記エの反論書には、反論の具体的な内容が記載されていないことから、反論書を提出する場合には同月31日までに提出するよう求めた。
- カ 審査請求人は、平成30年1月31日付けで、審理員に対し、反論書を提出した。
- キ 審査請求人は、平成30年5月24日付けで、審理員に対し、口頭意見陳述申立書を提出した。
- ク 審理員は、平成30年5月31日付けで、口頭による意見陳述を同年6月13日に実施することを決定し、その旨を審査請求人に通知した。
- ケ 審理員は、平成30年6月13日に、全ての審理関係人を招集して、口頭による意見陳述を実施した。
- コ 審査請求人は、平成30年6月13日に、審理員に対し、反論書を提出した。
- サ 審理員は、平成30年7月19日付けで、審査請求人に対し、審理を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同月24日である旨を通知した。
- シ 審理員は、平成30年7月24日付けで、審査庁に対し、審理員意見書及び事件記録を提出した。

以上の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件各却下処分の適法性及び妥当性について

(1) 「正当な理由」の解釈

ア 裁判例の考え方

知的財産高等裁判所が示す解釈によると、特許法112条の2第1項にいう「正当な理由」があるときは、特段の事情のない限り、原特許権者（その特許料の納付管理又は納付手続を受託した者を含む。）において、一般に求められる相当な注意を尽くしてもなお避けることができないと認められる客観的な事情により、同法112条1項の規定により特許料を追納することができる期間内に特許料及び割増特許料を納付することができなかつた場合をいうものと解するのが相当であるとされる（知的財産高等裁判所平成29年（行コ）第10004号平成30年5月14日判決及び東京地方裁判所平成29年（行ウ）第253号平成29年11月29日判決参照）。

イ 「期間徒過後の救済規定に係るガイドライン（平成27年3月特許庁）」（以下「ガイドライン」という。）の考え方

特許庁は、「正当な理由」による権利の回復が認められるか否かについて、出願人等（特許権の原特許権者を含む。）の予見可能性を確保することを目的としてガイドラインを公表しており、ガイドラインでは、手続をするために出願人等が講じていた措置が相応の措置であったといえる場合に、それにもかかわらず何らかの理由により期間徒過に至ったときには、期間内に手続をすることができなかつたことについて「正当な理由」があるものとして期間徒過後の手続を許容する、という考え方が示されている。

そして、期間徒過の原因事象が人為的なミスに起因する場合、期間徒過の原因事象の発生前に講じた措置が相応の措置といえるか否かについては、通常の注意力を有する者であれば、当該ミスによる事象の発生を回避すべく措置を講ずべきであることから、その事象の発生を回避できなかつたことをもって、原則、出願人等は、相応の措置を講じていなかったものとされるが、出願人等が講じていた措置により、通常であれば当該ミスによる事象の発生を回避できたにもかかわらず、特殊な事情があったことによりそれを回避できなかつたといえるときは、当該措置を相応の措置であったと判断されることもあり得るとしている。

また、特許庁に対する手続を代理人に委任している場合について、当該手続は当該代理人が行うことが通常であることから、出願人等が手続をするために講じた措置について、出願人等だけでなく当該代理人に対しても相応の措置を講じていたか否かが判断されるとしている。

ウ 当審査会が採用する判断の枠組み

上記アで示した裁判例の判断の枠組みは、特許法112条の2第1項に係る「正当な理由」の趣旨について、第三者の監視負担も考慮しつつ、原特許権者（その特許料の納付管理又は納付手続を受託した者を含む。）の責任において、特許料の納付等の管理について相当な注意を尽くす必要があることを前提として、一般に求められる相当な注意を尽くしてもなお納付できないという事象の発生を避けることができないと認められる客観的な事情を明らかにすることを求めているものである。特許権についての特許料の納付等の管理が、特許権者の責任において行われるべきものであることも踏まえれば、当該枠組みは妥当であると考えられるので、以下、この枠組みを使って検討する。

また、ガイドラインで示されている基本的な考え方は、特許料の納付等の管理の重要性に見合った注意義務を前提として「相応の措置」を求めるもので、上記裁判例で示された「相当な注意」と同趣旨であると考えられるため、ガイドラインで示されている考え方も考慮しつつ判断することが有効であると考えられる。

(2) 「正当な理由」の有無

ア 各項末尾掲記の各事件の資料により確認される本件の経緯は以下のとおりであったと認められる。

① 審査請求人は、本件各特許権の特許料の納付管理を本件特許事務所に委任しており、本件特許事務所からの特許料納付の要否の確認を求める連絡に基づき、その要否を判断して本件特許事務所に指示していた。指示に基づき納付が完了した場合には、本件特許事務所から、完了した旨の報告が行われていた。

また、本件各特許権以外にも、複数の工業所有権について、本件特許事務所に特許料・登録料の納付期間の管理を委任していた。

(契約解除通知書、案件の詳細な情報に関する通知書、電子メールの写し)

② 知的財産権に関して対応していた審査請求人の代表者は、平成24年2月から透析治療を開始し、同年3月に身体障害者1級の身体障害者手帳を交付され、平成26年10月から平成27年10月までの期間は、日常生活は安静を強いられ、就労は著しく困難であった。

(診断書、身体障がい者手帳)

③ 本件特許権①は、第12年分の納付期間の末日が平成26年4月11日、追納期間の末日が同年10月14日であり、本件特許権②は、第4

年分の納付期間の末日が同年8月12日、追納期間の末日が平成27年2月12日であった。(回復理由書)

上記の経緯に関して、審査請求人は、その代表者が上記②のような症状にある間においても、代表者が一人で納付管理の事務処理を行っていたと主張する。また、本件各特許権について、本件特許事務所から特許料納付の要否の確認を求める連絡が突如行われなくなったと主張するが、この連絡の有無については、各事件の資料からは確認できない。以上を踏まえると、審査請求人においては、上記③の各日付のうち、少なくとも最も早い本件特許権①の納付期間の末日である平成26年4月11日から、最も遅い本件特許権②の追納期間の末日である平成27年2月12日までの間で考えても、特許料の納付管理に注意を要する相当な期間にわたって就労が著しく困難であったとする審査請求人の代表者が一人で特許料の納付管理を行っていたことがうかがわれる。また、この2件の特許権のほかにも審査請求人は、管理を要する複数の工業所有権を所有していたことが認められる。

イ 審査請求人は、本件特許事務所から特許料納付の要否の連絡が突如行われなくなった以上、審査請求人の知財管理を行っていた代表者が、透析治療による意識障害により適切な判断ができない状態にあり、本件各期間徒過に気付くことは不可能であったこと、審査請求人の人間的事情を考慮すると、代替者を手配することも不可能であったことを踏まえれば、本件各期間徒過には、特許法112条の2第1項所定の「正当な理由」がある旨主張する。

(ア) そこで、上記アの本件の経緯を踏まえて検討すると、審査請求人の代表者は、平成24年2月から透析治療を開始し、平成26年10月から平成27年10月までの期間は当時の病状及び透析による症状によって、日常生活は安静を強いられ、就労は著しく困難であったと認められるが、上記アのとおり、本件各期間徒過に係る平成26年4月11日から平成27年2月12日までの間においても、特許権者である審査請求人においては、その代表者が一人で納付管理を行っていたことがうかがわれる。

また、審査請求人が本件特許事務所に対して本件各特許権以外の複数の特許権等工業所有権の管理を委任していたことが認められる。

(イ) 本件特許事務所から審査請求人に対する本件各特許権の特許料納付

の要否の連絡については、事件記録等を精査しても、その有無（連絡があった場合になぜ審査請求人が対応しなかったのか又はできなかったのか、なかった場合になぜ本件特許事務所が連絡を怠ったのか等の前後の経過も含む。）は明らかではない。しかし、審査請求人は、本件特許事務所から連絡があれば、その判断を行うことが必要であり、仮に本件特許事務所から連絡がないのであれば（特許料の納付が完了した旨の報告も当然ない。）、特許権者として本件各特許権の納付管理を行う立場から本件特許事務所に照会をすることが必要であることから、審査請求人には、これらの判断を含む事務処理を要することが想定される。

なお、上記（ア）のとおり、本件各特許権以外の工業所有権については、審査請求人及び本件特許事務所の双方において納付管理の対象となっていたと考えられる。

（ウ）以上を踏まえると、結局のところ、本件各期間徒過は、審査請求人において上記のような事務処理が想定されるにもかかわらず、就労が著しく困難であった審査請求人の代表者一人が対応し、長期間にわたり、代替者の手配等の何らの対策も講じられなかったことにより生じたということができる。

本件特許事務所の対応は明らかではないが、事前の特許料納付の連絡を怠っていたのであればもちろん、仮に連絡をしていたとしても審査請求人から指示がなかった場合には、審査請求人の判断を確認する必要があったと考えられ、いずれにしても、審査請求人及び本件特許事務所の双方とも相当な注意を尽くしていたとは認められない。

（エ）したがって、本件各期間徒過が、審査請求人及び本件特許事務所において、一般に求められる相当な注意を尽くしてもなお避けることができないと認められる客観的な事情により、追納期間内に特許料及び割増特許料を納付することができなかった場合に当たるということとはできず、「正当な理由」があったということとはできない。

ウ ガイドラインの考え方に沿った補充的検討

上記ア及びイで説示したところに加えて、ガイドラインの考え方に沿って検討しても、通常であれば当該ミスによる事象の発生を回避できたにもかかわらずそれを回避できなかったといえる特殊な事情があって、相応の措置を講じていたことを認めるに足りる主張・立証はない。したがって、

ガイドラインの考え方を考慮しても、期間徒過後の手続を許容すべき「正当な理由」があるとは認められない。

(3) 救済手続期間について

本件各却下処分は、処分理由の1つとして、本件納付手続が救済手続期間以降になされたことを挙げており、審査請求人は、代表者の病状や状態に鑑みれば、特許法112条の2第1項所定の正当な「理由がなくなった日」は、審査請求人が本件各特許権に係る特許料の納付手続を審査請求人代理人に委任した平成27年9月4日と考えるべきであり、本件納付手続は、それから2月以内にされており、適法である旨主張する。

しかし、特許法112条の2第1項は、原特許権者は、追納期間内に特許料及び割増特許料を納付することができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなった日から2月以内でその期間の経過後1年以内に限り、その特許料及び割増特許料を追納することができる旨規定しているところ、上記(2)のとおり、同法112条の2第1項にいう「正当な理由」が認められないことから、そもそもこの点に係る審査請求人の主張は前提を欠き、採用することができない。

3 まとめ

以上によれば、本件各却下処分が違法又は不当であるとはいえないから、本件各審査請求を棄却すべきである旨の各諮問に係る判断はいずれも妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚	誠
委	員	小	早	川
委	員	山	田	博